

神通川水系河川整備計画の 整備目標と骨子（案）

神通川水系河川整備計画の基本理念における考え方

➤ 富山県は、他県に比して大河川が多く、なかでも県都富山市の中央部を北流する神通川は、**流路延長、流域面積とも県下最大**の河川

➤ 神通川は**急流河川**であり、上流部が日本有数の多雨地帯であることから、土砂災害と洪水の度に生命と財産が脅かされ、河道はめまぐるしく変遷してきた

➤ 市街地づくりの出発点となった馳越線工事をはじめ、明治以降改修工事が本格化。**昭和44年に井田川・熊野川を含めて直轄管理**となり、治水安全度の向上のための計画改定を実施。現在までに堤防整備・3大水衝部の**急流河川対策等を推進**

➤ 県内でも水量の豊富な河川で、越中文化の大動脈として発展を遂げてきた地域であり、現代社会の**生活・産業に不可欠な水資源**となっている

➤ **発電用水**として数多くの水力発電所が稼働しているほか、米どころ富山県の広大な耕地等における**かんがい用水**や、**都市用水**としても広く利用されている

➤ 洪水時には河床変動が激しく、平常時は砂礫地の河原を幾筋もの早瀬がせせらぎ状に流れる**自然的環境の優れた河川**

➤ 親しみのある快適な河川空間の創造としての**交流・連携の場づくり**（西派川水辺プラザ）や、流域の多様な自然環境と共存した**地域と一体となった取り組み**が図られている

➤ **安全で安心な生活の基盤、地域経済・産業の発展、うるおいを育む場**といった、流域に果たす神通川の役割を踏まえた基本理念とする

神通川水系河川整備計画の基本理念

神通川水系河川整備計画では、以下を基本理念とした「川づくり」に取り組む。

「県都富山の安全・安心な暮らしを支えるとともに、神通川がもたらす恵みとうるおいを後世に継承する川づくり」

◆ 洪水の脅威から地域を守る安全で安心できる川づくり

急流河川であり、富山の中央部を貫流する神通川の特性を踏まえ、洪水氾濫から住民の生命・財産を守り、安全で安心して暮らせる川づくりに取り組む。

◆ 人々の生活、地域経済に恵みを与え、地域の活性化を促す川づくり

神通川の豊かな水資源の恩恵を享受しながら発展を遂げてきた地域社会における役割を引き続き果たすべく、その計画的な利活用を図るとともに、人と川との良好な関係の構築に根差した身近で地域との調和が感じられる川づくりに取り組む。

◆ 豊かな自然環境が持続する川づくり

神通川が有する砂礫河原、湧水・ワンドなど多様な生物の生育・生息基盤が、身近で豊かな自然環境として保全されるよう、住民や関係者との連携・協働のもとで、うるおいを育む川づくりに取り組む。

神通川水系河川整備計画の目標の考え方

- 神通川では**平成16年に戦後最大規模の洪水が発生**し、一部区間で計画高水位（HWL）を超過するなど流下能力が不足する状況。近年の全国的な水害の激甚化・頻発化も踏まえ、その対策が急務。
- 神通川は急流河川であり、**洪水規模によらず侵食・洗掘による施設の被災が多数発生**している。これらの進行により堤防が決壊し、甚大な被害が生じる恐れ。

河川整備計画における目標の考え方

▶ **洪水を安全に流下させるための対応**

過去の水害の発生状況、流域の重要度、これまでの整備状況等を総合的に勘案し、神通川水系河川整備基本方針に定めた目標に向けて、上下流及び本支川の治水安全度等のバランスを確保しつつ段階的かつ着実に河川整備を実施し、洪水等による災害の発生防止又は軽減を図る。

本整備計画に定める河川整備を実施することで、戦後最大規模の洪水と同規模の洪水に対して、洪水氾濫による浸水被害の防止又は軽減を図ることが可能となる。

【神通川：神通大橋地点で6,700m³/s、井田川：高田橋地点で1,450m³/s、熊野川：八幡橋地点で700m³/s】

▶ **堤防の安全性確保のための対応**

急流河川特有の洪水流の強大なエネルギーに対する堤防の安全性を確保するため、堤防及び河岸の侵食対策、河床の洗掘対策等の急流河川対策を実施し、侵食等による堤防の決壊の防止を図る。



H16.10洪水 神通大橋地点（AM1:30）



H11.9洪水 侵食・洗掘状況（富山市城生）



H18.7洪水 護岸被災（R19.5k付近）

神通川水系河川整備計画の目標設定及び整備内容の骨子(案)

| 項目 | 整備計画の目標の考え方 | 【神通川の維持管理に関する目標】 | 工事に係る事項 | 維持管理に関する事項 |
|-------------------|--|--|---|---|
| 洪水等による災害の発生防止又は軽減 | <p>【洪水を安全に流下させるための対応・堤防の安全性確保のための対応】 過去の水害の発生状況、流域の重要度、これまでの整備状況等を総合的に勘案し、神通川水系河川整備基本方針に定めた目標に向けて、上下流及び本支川の治水安全度のバランスを確保しつつ段階的かつ着実に河川整備を実施し、洪水等による災害の発生防止又は軽減を図る。 本整備計画に定める河川整備を実施することで、戦後最大規模の洪水と同規模の洪水に対して、洪水氾濫による浸水被害の防止又は軽減を図ることが可能となる。 急流河川特有の洪水流の強大なエネルギーに対する堤防の安全性を確保するため、堤防及び河岸の侵食対策、河床の洗掘対策等の急流河川対策を実施し、侵食等による堤防の決壊の防止を図る。</p> <p>【地震・津波対策】 堤防等の河川管理施設の耐震性能を照査したうえで、必要に応じて耐震対策を実施し、大規模な地震動が発生した場合においても、河川管理施設として必要な機能を確保する。 施設設計上の津波の設定を踏まえて、神通川における計画津波の水位を設定する。</p> <p>【減災の取り組み】 計画規模を上回る洪水や整備途上において施設能力を上回る洪水等が発生した場合においても、人命・資産・社会経済の被害をできる限り軽減することを目標として、施設の構造等や運用等を工夫するとともに、関係機関と連携して、円滑かつ確実な避難や的確な水防活動の促進、迅速な応急活動の実施、水害リスクを考慮した地域づくりの促進を図ることにより、ハード対策とソフト対策を一体的・計画的に推進する。</p> | <p>【神通川の維持管理に関する目標】 河川管理施設が本来の機能を発揮できるように、施設の状態を常に把握し、適切に管理を行います。河川管理を適切に実施するため、神通川の河川特性を踏まえた調査を継続的・重点的に実施することともに、定期的な点検により機能や質の低下を早期に発見し、必要に応じて維持修繕を行う。</p> | <p>1.堤防の整備、河道掘削 2.急流河川対策 3.堤防の質的整備 4.工作物の改築</p> | <p>13.河川の巡視及び点検 14.河川の調査 15.河道・河川管理施設の維持管理</p> |
| 機能の維持及び流水の正常な利用 | <p>【流況の維持】 神通川水系河川整備基本方針に定めた流水の正常な機能を維持するための流量の確保に努める（神通大橋地点で通年で概ね41m³/s）。渇水時には、関係水利使用者等との確に情報共有等を行い、渇水による被害の軽減が図られるよう努める。</p> | | <p>5.地震・津波対策</p> <p>6.危機管理型ハード対策 7.霞堤の機能維持・保全 8.洪水氾濫に備えた社会全体での対応 (①) (住民等の主体的な避難の促進、的確な水防活動の促進 等)</p> | <p>16.流況等のモニタリング 17.渇水時における関係水利利用者との調整</p> |
| 河川環境の整備と保全 | <p>【動植物の生息・生育・繁殖環境】 瀬・淵、磯河原、ワンド・細流など、多様な動植物が生息・生育・繁殖できる場の保全及び創出に努める。また、河道掘削や護岸等の河川整備の実施にあたっては、自然の営みを視野に入れた多自然川づくりを推進するとともに、河川水域の縦断的・横断的な連続性の確保を図り、良好な河川環境が保全及び創出されるよう努める。 河川の上流から下流までを移動し、瀬・淵を生息・繁殖環境として利用するサクラマスをはじめとした神通川に生息する魚類の生息・繁殖環境の保全・再生を図る。</p> <p>【良好な水質の維持】 継続的な水質モニタリング及び関係機関との連携を図りながら、適切な監視体制を確保し、良好な水質の維持を図る。</p> <p>【人と河川との豊かなふれあいの場の確保】 地域住民の生活基盤や歴史、文化、風土を形成してきた神通川の恵みを活かしつつ活力ある地域づくりに資するよう、適正かつ安全で快適な河川敷地の多様な利用がなされるよう努める。また、河川とのふれあいの場、川の教育価値・文化価値を活かしながら環境学習ができる場、憩いの場としての整備・保全を図るとともに、住民参加型の河川管理を推進する。</p> | | <p>9.多自然川づくり 10.工事による環境影響の軽減等 11.水域の連続性の確保 12.瀬・淵等の自然再生 (③)</p> | <p>18.河川環境のモニタリング (③) 19.生物の生息・生育・繁殖に配慮した管理</p> |
| | | | <p>20.水質調査の継続実施等 (②) 21.水質事故時の対応</p> | <p>22.河川空間の適正な利用の促進 23.地域と連携・協働する維持管理 24.環境学習への支援 (④)</p> |
| | | | | |
| | | | | |

25 サイクル型維持管理の実施

※ ① 内の番号は前回（第3回）における意見への対応を整備計画（原案）に反映予定